

公有化後における史跡等の管理・活用計画

補助事業者名	東大阪市	事業者名	日下貝塚	事業形態	直接買上げ								
(1)公有化の目的(公有化しようとする史跡等の現状・課題を踏まえて明記すること)													
国史跡・日下貝塚は、大正14年の調査以降、京都大学や大阪府、帝塚山大学の調査成果により、縄文時代の埋葬人骨や貝塚を有する重要な遺跡であることが明らかになった。遺跡の重要性を鑑み、昭和47年7月に指定されたが、当時の時代背景として、全国的な宅地開発の波から、国民の貴重な財産である文化財をまもるために、当時まだ開発行為が行なわれていなかった地域を、住民の同意を得ずに、緊急的かつ場当たりの指定した経過がある。それ以来、住民には一方的な財産権の制約を強いている状況である。平成3年に史跡指定地の一部を市が取得したため、現在の公有化率は約23%（600㎡／2,569㎡）で、この公有地部分については周囲をネットフェンスで隔離したうえで、年に数回程度、除草等の維持管理を行なっている。 東大阪市は、史跡指定地全体の公有化をめざして確実な保存を図るとともに、将来的には「史跡公園」のように一般市民が訪れられる空間として整備予定だが、当面の目標として、令和7年度から10年度までの4ヶ年で史跡の核部分だと推測されるエリアの公有化を完了させ、並行して史跡公園の整備事業を実施し、令和19年度中の暫定開放をめざしている。このため、東大阪市は、特に緊急性の高い案件から順次公有化を進めていき、令和7年度は(2)に掲げる1筆の土地を公有化予定である。この土地は過去の所有者が無許可で現状変更を行ない、その後、現在の所有者へと売却した経過がある。そのため、史跡地の適切な保存・管理や、財産権の制約を速やかに補償する観点で、かつ現所有者から早期の買取りを要望いただいているため、可及的速やかに公有化を図る必要がある。また、公有化ができなければ、以降のスケジュールがすべて後ろ倒しになる。													
(2)令和7年度公有化の計画													
番号	公有化計画地		公有化の緊要性			令和8年度以降当面の活用方針							
1	東大阪市日下町二丁目1番1		所有者から早期の買取り要望があるため。			史跡地内は、ほぼ未調査の状態で、指定されたため、何が埋蔵されているのか不明である。本史跡の保存活用には、その内容確認が必要なため、確認調査を行なう際には、地元住民にも発掘に参加してもらい、地域の宝であることや郷土愛をともに育めるような活用を行なう。							
2													
3													
4													
5													
当該年度事業費		50,500千円	当該年度補助額		40,400千円								
(3)公有化及び管理・活用の実施スケジュール(長期的な視点で明記すること)													
種別	内容(具体的な実施方法を含めて明記する)		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	備考
公有化		R7～R10	→										
管理 (R7買上地)	巡回監視	文化財課職員によるパトロールを年3回実施	R8～	→									
活用 (R7買上地)	内容確認調査	市民参画型の発掘調査	R9～R13	-----→ 場合によって実施時期は前後する可能性									
	史跡外の範囲確認調査		R8～R12	-----→ 場合によって実施時期は前後する可能性									
	暫定整備	フェンス、整地・張芝、説明板・史跡標柱、ベンチなどの設置	R10～R13	→									
活用 (全体計画)	整備計画等策定	保存活用計画策定 整備基本計画策定 設計 整備工事	R12～R13 R14 R15～R16 R17～R18	→ → →									
	史跡公園公開		R19～										
上記に係る特記事項													